

香川県条例第22号

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与、旅費及び退職手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与) 第2条 略</p> <p>(給料) 第3条 略</p> <p>(旅費) 第5条 略</p> <p>(退職手当) 第6条 略 2 略 3 略</p> <p>(1) 知 事 <u>100分の48.3</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与、旅費及び退職手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与) 第2条 知事等の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>(給料) 第3条 知事等の受ける給料月額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(旅費) 第5条 知事等の受ける旅費は、別表第2に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、知事等は、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。 2 略</p> <p>(退職手当) 第6条 知事等が退職したときは、退職手当を支給する。 2 知事等（常勤の監査委員及び第7条第1項の規定の適用を受ける者を除く。次項及び第4項において同じ。）の退職手当は、任期ごとに支給する。 3 知事等の受ける退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額にその者の知事等としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 知 事 <u>100分の50</u></p>

- (2) 副知事 100分の36.7
- (3) 病院事業の管理者 100分の29
- (4) 教育長 100分の24.1

4 前項の在職月数は、知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月（教育長にあっては、36月。以下この項において同じ。）を超える場合は、48月）とする。

5 略

別表第1（第3条関係）

区 分	給 料 月 額
略	
病院事業の管理者	略
教育長	81万円
常勤の監査委員	略

別表第2（第5条関係）

区 分	宿泊料（1夜につき）		食料（1夜につき）
	甲 地 方	乙 地 方	
略			
病院事業の管理者			
教育長			
常勤の監査委員			

備考 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
（教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

3 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

- (2) 副知事 100分の38
- (3) 病院事業の管理者 100分の30

4 前項の在職月数は、知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月を超える場合は、48月）とする。

5 略

別表第1（第3条関係）

区 分	給 料 月 額
略	
病院事業の管理者	92万円
常勤の監査委員	623,000円

別表第2（第5条関係）

区 分	宿泊料（1夜につき）		食料（1夜につき）
	甲 地 方	乙 地 方	
略			
副知事	14,800円	13,300円	3,000円
病院事業の管理者			
常勤の監査委員			

備考 略

改正後	改正前
-----	-----

教育長の勤務時間等に関する条例

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

第3条 教育長の受ける給料月額は、81万円とする。

2 教育長の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会が知事と協議して教育委員会規則で定める。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支給については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第4条 教育長の受ける旅費の額及び支給方法は、別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、教育長は、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。

(退職手当)

第5条 教育長の退職手当については、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の適用を受ける職員の例による。

(勤務時間等)

第6条 略

2 略

1 略
2 略

附 則

(経過措置)

3 略

(期末手当に関する特例措置)

4 略

(給与の特例措置)

5 略

附 則

(経過措置)

3 略

(鉄道賃及び船賃の額の特例)

4 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第4条中「適用を受ける職員」とあるのは、「規定（附則第2項の規定を除く。）」として、同条の規定を適用する。

(期末手当に関する特例措置)

5 略

(給与の特例措置)

6 略

(退職手当に関する特例措置)

7 教育長の受ける退職手当の額については、当分の間、第5条の規定にかかわらず、香川県職員退職手当条例第2条の4の退職手当の調整額は、加算しない。

別表（第4条関係）

宿泊料（1夜につき）		食 事 料 （1夜につき）
甲 地 方	乙 地 方	
13,100円	11,800円	2,600円

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。